

## 那珂市保育料徴収基準額表（R1.10.1 現在）

### 保育料算定にかかる階層区分の決定について

父母の市町村民税所得割課税額を足した額で階層を決定します。ただし、家計の主宰者(生計の中心となるかた)が父母以外の場合は、そのかたも合算となります。

また、判定する課税年度の切り替えにより 9 月分から保育料が変更となる場合があります ご注意ください。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
前年度の市町村民税に基づく						当年度の市町村民税に基づく					

(令和 2 年度の場合) 令和 2 年 4 月～令和 2 年 8 月分 …令和元年度（平成 30 年中）の市町村民税で算定  
 令和 2 年 9 月～令和 3 年 3 月分 …令和 2 年度（平成 31 年 1 月～令和元年 12 月）の市町村民税で算定

※修正申告等により市町村民税が変更になった場合は、再度算定しますのでこども課にお申し出ください。

### ★ 1 号認定（教育標準時間認定）の保育料について ～幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）～

教育・保育給付 1 号認定子ども（満 3 歳以上）の教育時間にかかる保育料は階層にかかわらず 0 円です。  
給食費、教材費、行事費、通園送迎費、制服代、預かり保育料などの実費で徴収する費用は、無償化の対象外です。

階層区分	定 義	徴収基準額（月額）	
第 1	生活保護世帯等	階層にかかわらず 0 円	
第 2	市町村民税非課税世帯		
第 3	保護者等の市町村民税所得割課税額の合算額 ※が次の区分に該当する世帯		77,100 円以下
第 4	※保育料算定の際に使用する市町村民税所得割課税額は、 <u>住宅借入金等特別控除等適用前の税額</u> です		211,200 円以下
第 5			211,201 円以上

**（副食費の免除について）**

年収 360 万円未満相当世帯<sup>※1</sup>の子どもたちと全ての世帯の第 3 子<sup>※2</sup>以降のお子さんは、免除の対象となります。免除のための申請は必要ありません。免除の場合は、市よりお知らせします。

- ※ 1 上記の表で第 1 階層から第 3 階層の世帯
- ※ 2 小学校第 3 学年修了前（同一世帯のみ）のお子さんまでを第 1 子として計算します

**（預かり保育の無償化について）**

預かり保育とは在園児の保護者の希望に応じて、教育時間の前後や長期休業期間等に教育活動を行うものです。保育の必要性のある、「非課税世帯の満 3 歳児」と「3 歳児から 5 歳児」は申請により無償化の対象となります。事前の申請が必要です。詳しくはこども課までお問い合わせください。

★ 2号認定・3号認定（保育標準時間認定・保育短時間認定）の保育料について

～保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業～

教育・保育給付認定子どもの3歳以上児（3歳の誕生日を迎えた日以後最初の4月1日から）の保育料は階層にかかわらず0円です。

給食費、教材費、行事費、通園送迎費、制服代、延長保育料などの実費で徴収する費用は、無償化の対象外です。

4月1日現在の年齢による		徴収基準額（月額）		
階層区分	定義	0歳児・1歳児・2歳児		3歳以上児
		保育標準時間	保育短時間	保育標準/短時間
第1	生活保護世帯等	0円	0円	階層にかかわらず 0円
第2	市町村民税（均等割額）非課税世帯	0円	0円	
	（ひとり親世帯等）	0円	0円	
第3	48,600円未満	17,250円	17,050円	
	（ひとり親世帯等）	8,000円	7,900円	
第4-1	57,700円未満	26,550円	26,150円	
	（ひとり親世帯等）	9,000円	8,800円	
第4-2	77,101円未満	26,550円	26,150円	
	（ひとり親世帯等）	9,000円	8,800円	
第4-3	97,000円未満	26,550円	26,150円	
	（ひとり親世帯等）	21,240円	20,920円	
第5	169,000円未満	40,000円	39,400円	
	（ひとり親世帯等）	32,000円	31,520円	
第6	301,000円未満	54,900円	54,000円	
	（ひとり親世帯等）	43,920円	43,200円	
第7	397,000円未満	65,000円	63,800円	
	（ひとり親世帯等）	52,000円	51,040円	
第8	397,000円以上	70,000円	68,400円	
	（ひとり親世帯等）	56,000円	54,720円	

（副食費の免除について）

年収360万円未満相当世帯<sup>※1</sup>の子どもたちと全ての世帯の第3子<sup>※2</sup>以降のお子さんは、免除の対象となります。免除のための申請は必要ありません。免除の場合は、市よりお知らせします。

※1 上記の表で第1階層から第4-1階層の世帯（ひとり親世帯等の場合は第1階層から第4-2階層の世帯）

※2 小学校第3学年修了前のお子さんまでを第1子として計算します

保育料の多子軽減について

1. 国による多子軽減措置

下記の場合は、生計同一の子を年齢制限なく第1子として計算し、第2子以降のお子さんが軽減の対象です。

- 二人親世帯で第3階層から第4-1階層の場合 → 第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化
- ひとり親世帯等で第3階層から第4-2階層の場合 → 第2子以降の保育料を無償化

2. 県補助による多子軽減措置

下記の場合は、生計同一の子を年齢制限なく第1子として計算し、第2子以降のお子さんが軽減の対象です。

- 4階層の一部及び第5階層の場合 → 3歳未満児でかつ第2子の保育料を半額
- 4階層の一部から第8階層の場合 → 3歳未満児でかつ第3子以降の保育料を無償化

3. 那珂市独自による多子軽減措置

国及び県の軽減該当世帯以外について、小学校第3学年修了前のお子さんを第1子として計算し、第2子の保育料を半額とします。